

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

①事業の概要

- 県内の食品製造工場より排出される原料くず及び製品くずとなる動植物性残さや廃食油、工場内洗浄水処理汚泥をし、自社中間処理場へ運搬する。
- 県内の畜産農家より排出される牛、豚等の家畜の死体を収集し、自社中間処理場へ運搬する。
- と畜場や食鳥処理場より排出される固形不要物を収集し、自社中間処理場へ運搬する。
- 木製資材制作業者より排出される木くずを収集し、自社中間処理場へ運搬する。
- 新築改築時に出る断熱材・クロス材等の繊維くずを収集し、自社中間処理場へ運搬する。
- テント等制作時に発生する合成樹脂の部品くずや天然ゴムくずを収集し、自社中間処理場へ運搬する。
- ダンボール箱製造工場より排出される紙くずを収集し、自社中間処理場へ運搬する。

②営業範囲

- 徳島県内、中国四国地域、関西地域

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称 及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	動植物性残さ	1t/月	固形		なし	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町3丁目1704-1
2	廃油 (動植物性)	1t/月	液体		〃	〃
3	汚泥 (有機性)	1t/月	泥状		〃	〃
4	動物系 固形不要物	2t/月	固形		〃	〃
5	動物の死体	1t/月	固形		〃	〃
6	木くず	0.8t/月	固形		〃	四国メデカルトリートメントセンター(株) 徳島市不動東町3丁目902-2
7	繊維くず	0.5t/月	固形		〃	〃
8	廃プラスチック類	0.5t/月	固形		〃	〃
9	ゴムくず	0.5t/月	固形		〃	〃
10	紙くず	1t/月	固形		〃	〃

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1)車両毎の用途

○バン

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物の死体

○キャブオーバ

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、動物の死体

○トラクタ

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、廃油

○タンクセミトレーラ

廃油

○タンク車

廃油

○ダンプ

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(2)収集運搬業務を行う時間

8:30～17:30(休憩 1時間)

(3)休業日

日曜日、祝祭日、年末年始(12/31～1/3)※相手先の状況に合わせ回収

従業員数の内訳

令和 7 年 11 月 30 日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	人	人	21 人	28 人	33 人	人	86 人

(第5面)

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1)運搬に際し講ずる措置

- ・飛散防止のため状況に応じ荷台にはシート掛けを行う。
- ・蓋の開いた缶等はシート等で覆い飛散防止する。

(2)積替施設又は保管施設において講ずる措置

該当なし